



小中一貫教育導入に向けての具体の検討内容

2023年3月28日

寒川町立小・中学校適正化等検討委員会

①小中一貫教育導入の意義 ～ 手段としての小中一貫教育 ～

文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」では、「小中一貫教育を構想する上で最も重要なことは、**小中一貫教育はより良い教育を実現するための「手段」**であって、それ自体が「目的」ではない」とされるとともに、**小中一貫教育が求められる背景・理由として、次の6点**があげられています。

■ 義務教育の目的・目標の創設

- ・H19年 学校教育法改正において、小・中学校共通の目標として義務教育の目標規定が新設（第21条）

■ 教育内容や学習活動の量的・質的充実

■ 発達の早期化等に係る現象

■ いわゆる「中1ギャップ」

■ 社会性育成機能の強化の必要性

■ 学校現場の課題の多様性・複雑化

小中一貫教育を推進するためには、その背景・理由や、導入の意義（目的）などについて、**教育委員会と学校（教職員）で認識を共有しながら進めていくことが不可欠**ですが、次ページのような課題があります。

②小中一貫教育を推進する上での成果と課題

文部科学省「小中一貫教育等についての実態調査の結果」より、小中一貫教育を推進する上での成果や課題として、以下の点が現場の教職員の声としてあげられています。

<成果>

- いわゆる「中1ギャップ」が緩和された
- 上級生が下級生の手本となろうとする意識が高まった
- 小中学校の教職員間で互いの良さを取り入れる意識が高まった
- 小中学校の教職員間で協働して指導にあたる意識が高まった

<課題>

- 小中の教職員間での打合わせ時間の確保
- 小中合同の研修時間の確保
- 児童生徒間の交流を図る際の移動手段・移動時間の確保
- 教職員の負担感・多忙感の解消

町が導入をめざす施設分離型の小中一貫教育については、校地が離れた場所にある形態であるため、上記の課題をうまく解消しながら、小学校と中学校の教職員が交流を密にしていくことが重要です。

③小中一貫教育の制度設計（小中一貫教育校の形態）

小中一貫教育の制度設計

◆制度設計の要点

- ・新たな学校種(義務教育学校)を学校教育法に位置づける
- ・独立した小・中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする(小中一貫型小・中学校)
- ・市町村の学校設置義務の履行対象とする
- ・就学指定の対象とし、入学者選抜は実施しない

◆2つの類型

	義務教育学校	小中一貫型小・中学校 (併設型小・中学校、連携型小・中学校)
修業年限	・9年 (ただし、小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前半6年の前期課程と後半3年の後期課程の区分は確保)	・小・中学校と同じ
教育課程	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設し、個別の申請、大臣の指定は不要 (例:一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設し、個別の申請、大臣の指定は不要 (義務教育学校と同じ)
組織	・1人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中両免許状を併有 (当面は小学校免許状で小学校課程、中学校免許状で中学校課程を指導可能としつつ、免許状の併有を促進) <制度化に伴う主な支援策> 9年間を適切にマネジメントするために必要な教職員定数の措置	・学校毎に校長 ・学校毎に教職員組織 (学校間の総合調整を行う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施) ・教員は学校種に応じた免許を保有 <制度化にともな主な支援策> 小中一貫教育の円滑実施のための教員加配を措置
施設	・施設の一体・分離を問わず設置可能 <制度化に伴う主な支援策> 施設一体型校舎や異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援	・施設の一体・分離を問わず設置可能 <制度化に伴う主な支援策> 異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援

出典: 平成27年8月24日国立教育政策研究所教育研究公開シンポジウムにおける文部科学省資料を一部加工

※「第6回寒川町立小・中学校適正化等検討委員会資料（屋敷副委員長作成資料）」より抜粋

町が導入をめざす小中一貫型小学校・中学校（併設型）は、既存の小学校・中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校です。

④小中一貫教育の導入・推進の課題

①市町村及び学校における教育課題の整理と分析

小中一貫教育導入の必要性、効果、導入後の課題の見極め → 導入目的の明確化

②小中一貫教育の導入の範囲

部分的導入／全市的導入 先行的導入／一斉導入 効率・効果／機会均等

③目指す小中一貫教育の段階

施設一体型／隣接型／分離型 「学年段階の区分」の設定
義務教育学校／小中一貫型小・中学校／制度によらない取組
取組の段階 I 教職員の交流／II 日常的な乗り入れ授業の実施／
III 接続する区切りにおける取組の深化

目標設定

④支援の検討

県教委／市町村教委 人／施設／経費／運営／研修 保護者／地域

⑤受け入れ態勢・推進体制

教職員、保護者、地域住民、首長の意見や理解 研究・推進体制の構築
(協働性)

検証(成果と課題、外部からの評価、持続可能な取組に)

推進の条件

※「第6回寒川町立小・中学校適正化等検討委員会資料(屋敷副委員長作成資料)」より抜粋

小中一貫教育の導入・推進にあたっては、「導入目的の明確化」のほか、「目標設定」や「推進の条件」をどう設定するかが重要であるため、教育委員会の各校に対する十分なバックアップのもと、ともに体制構築等をしていくことが不可欠です。

⑤小中一貫教育の取り組み段階（例示）

■第Ⅰの段階：教職員交流の実施

授業参観・授業研究協議、児童生徒の情報交換、指導についての相談、小中合同行事の企画・運営等

■第Ⅱの段階：日常的な乗り入れ授業の実施

各小学校への毎週の乗り入れ授業、小学校における教科担任制の実施

■第Ⅲの段階：接続する区切りにおける一体性の深化

小学校段階と中学校段階の区切り(小5、6と中1)における先進的な取組(区切りの共通性や一体性を重視、50分授業、定期試験、5段階評価、部活等)

- 組織の一体化(校長、校務分掌、兼務発令)が進むと取組も進む。
- Ⅲの学校は、いずれも「4-3-2」。しかし、「学年段階の区切り」にとらわれない取組の工夫も見られる。
- 一方、新たなギャップ(小5、中2)等の指摘もある。「学年段階の区切り」をどのように運営するかは、今後検討を深めるべき重要な課題である。

※「第6回寒川町立小・中学校適正化等検討委員会資料（屋敷副委員長作成資料）」より抜粋

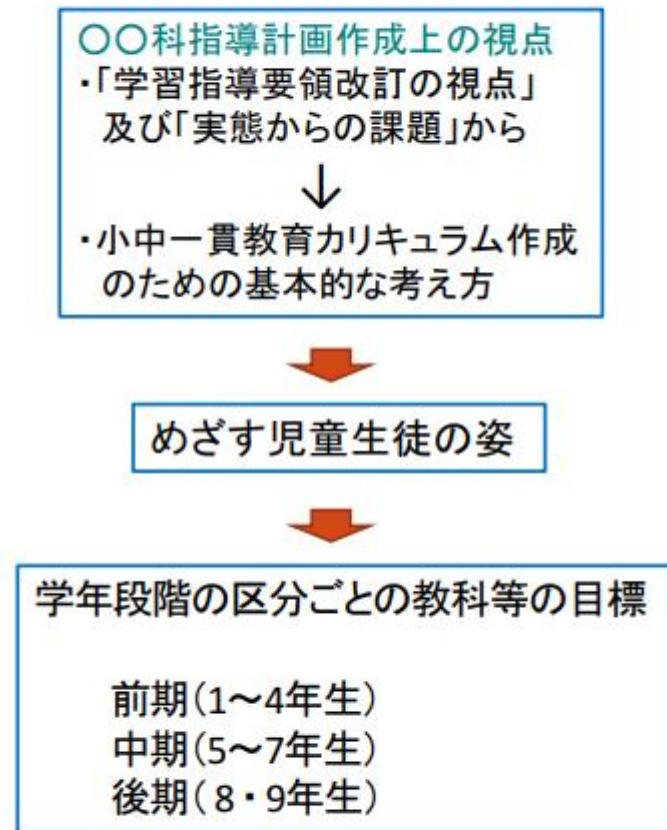
小中一貫教育の導入にあたっては、教育現場を担う教職員の十分な理解が不可欠であり、将来的に渡って持続可能な取組みとなるよう、導入までの各取組段階とその内容を明確にしながら進めていくことが重要です。（上記はあくまでも例示です）

⑥カリキュラム作成例と学年段階の区分（例示）

小中一貫教育を行う9年間を学年段階で認識の共有をしている一例

図 国語科指導計画の作成(呉中央学園)

呉市におけるカリキュラム作成の例



出典:平成24年度版「呉中央学園小中一貫教育カリキュラム」p.5

各期の必要な指導の明確化、指導の重点・工夫

<p>学習指導要領改訂の視点から 国語科の目標は、国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、豊かにし、国語に対する関心・認識を深め国語を尊重する態度を育てることである。</p> <p>実態からの課題 自分の考えを持ち、論理的に表現する力が不足している。自分の考えを伝え、かかわり合う中で、自分の考えを深めることができるようにするには、発達段階に応じた系統的な言語力の育成が必要である。</p>	<p>小中一貫教育カリキュラム作成のための基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発達段階に応じた指導内容の重点化 前期は「繰り返し学習し、正しく伝え合うための言語の習得期」と捉え、中期は「論理的・抽象的な言語の活用期」と捉え、後期は「個性を伸長するとともに、社会性を備えた言語の育成期」と捉え、発達段階に応じた指導内容を工夫する。 ○ 言語活動の充実 9年間を見通し、系統的な「ことばの時間」を展開すること。つけたい力に応じた言語活動を充実させることを通して、言語に関する知識・技能を身に付させる。 ○ 読書指導と辞典の日常的利用 9年間を通して読書に親しむ中で、ものの見方、感じ方、考え方を広げたり、自分の論旨を展開するための豊富な言語を獲得したりすることを旨とする。
---	--

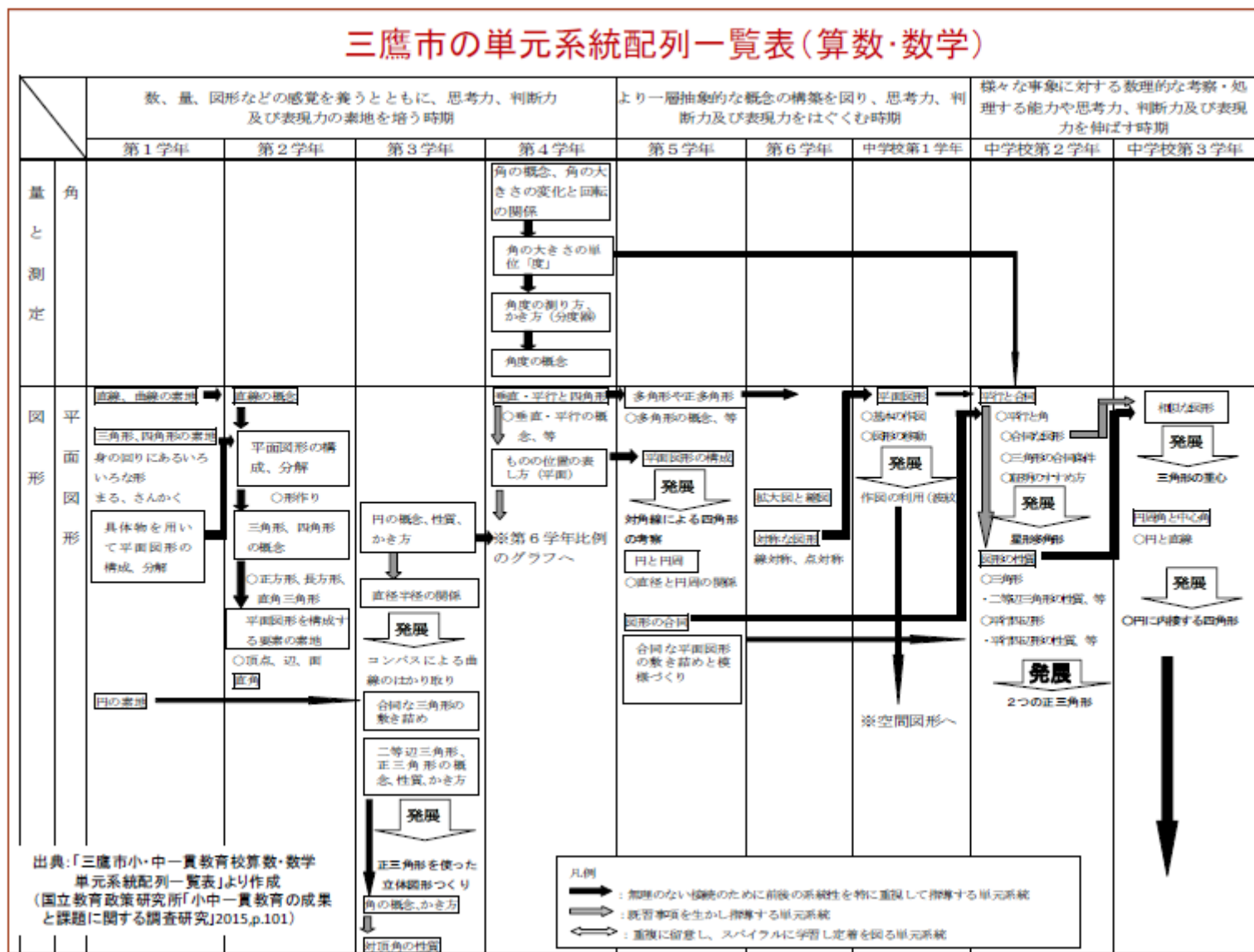
めざす児童生徒の姿

- ・ 自分の思い・願い・考えを確かにもち、自分のことばで的確に伝え合うことができる児童生徒
- ・ 人とかかわり合う中で自分の考えを深め、さらに自己を高めていく児童生徒

区分ごとの教科等の目標		
前期	中期	後期
<p>繰り返し学習し、正しく伝え合うための言語の習得期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相手や目的に応じ、筋道を立てて話す能力、話の中心に気をつけて聞く能力、進行に沿って話し合う能力を身に付させるとともに、工夫しながら話したり聞いたりしようとする態度を育てる。 ・ 相手や目的に応じ、段落相互の関係などに注意して文章を書く能力を身に付させるとともに、工夫しながら書くこととする態度を育てる。 ・ 目的に応じ、内容の中心を捉えたり段落相互の関係を考えたりしながら読む能力を身に付させるとともに、幅広く読書しようとする態度を育てる。 	<p>論理的・抽象的な言語の活用期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的や場面に応じ、構成を工夫して話す能力、話し手の意図を考えながら聞く能力、話題や方向をとらえて話し合う能力を身に付させるとともに、話したり聞いたりして考えをまとめようとする態度を育てる。 ・ 目的や意図に応じ、構成を考えて的確に書く能力を身に付させるとともに、進んで文章を書いて考えをまとめようとする態度を育てる。 ・ 目的や意図に応じ、様々な本や文章などを読み、内容や要旨を的確にとらえる能力を身に付させるとともに、読書を通じて、ものの見方や考え方を広げようとする態度を育てる。 	<p>個性を伸長するとともに社会性を備えた言語の育成期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的や場面に応じ、相手や場に応じて話す能力、表現の工夫を評価して聞く能力、課題の解決に向けて話し合う能力を身に付させるとともに、話したり聞いたりして考えを深めようとする態度を育てる。 ・ 目的や意図に応じ、論理の展開を工夫して書く能力を身に付させるとともに、文章を書いて考えを深めようとする態度を育てる。 ・ 目的や意図に応じ、文章の展開や表現の仕方などを評価しながら読む能力を身に付させるとともに、読書を通じて自己を向上させようとする態度を育てる。

※「第6回寒川町立小・中学校適正化等検討委員会資料（屋敷副委員長作成資料）」より抜粋

⑦系統性・体系性に配慮した教育課程の例（単元別）



※「第6回寒川町立小・中学校適正化等検討委員会資料(屋敷副委員長作成資料)」より抜粋

「楽しく」「分かる」授業の実施に向け、9年間の教育課程を小・中学校間の協力で創り上げていくことは、非常に大切な取組です。

⑧施設分離型（小学校2校・中学校1校）で小中一貫教育を推進している例

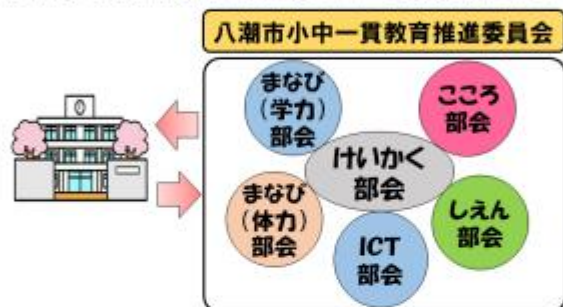
3 計画の推進体制

【1】6部会の組織

教育委員会と校長会・教頭会代表者の22名からなる小中一貫教育推進委員会を設置、その下に、「けいかく部会」、「まなび（学力）部会」、「まなび（体力）部会」、「こころ部会」、「しえん部会」「ICT部会」の6部会を設置し、推進体制を整えています。

この6部会には、それぞれ各校から1名ずつの計15名の教職員が参加しています。また、校長会・教頭会から顧問として1名ずつを迎え、部会の運営にあたる担当指導主事のもと協議が進められています。6部会に参加している教職員の数は102名となり、八潮市全体の教職員の約2割にあたります。多くの現場の先生の声の吸い上げ、施策の実現を目指しています。八潮市の小中一貫教育は、市内の教職員全員で推進していると言えます。

6部会での進捗状況は、「けいかく部会」の委員である主幹教諭・教務主任から各校へと周知が図られます。令和4年度は6部会体制で小中一貫教育を推進していきます。



【けいかく部会】

各校主幹教諭または教務主任が所属。各中学校ブロックの計画立案、実践、評価に対し、中心となります。また、他4部会の実践内容の集約・校内周知を行います。

【まなび(学力)部会】

児童生徒の学力向上を目指した施策を検討、展開します。

【まなび(体力)部会】

各校体育主任または体育担当が所属します。児童生徒の体力向上を目指した施策を検討、展開します。

【こころ部会】

各校生徒指導主任が所属します。児童生徒の豊かな心の育成を目指した施策を検討、展開します。

【しえん部会】

特別支援教育の充実を目指した施策を展開します。

【ICT部会】

ICTの効果的な活用を目指した施策を検討、展開します。

※平成30年度より、「しえん部会」については、通常学級に在籍する困り感を持つ児童生徒が増えていたことを受け、通常学級の担任と特別支援担当の先生で構成しています。また、部会での協議が充実するように、各中学校ブロックで通常学級の担任が2名、特別支援担当の先生が1名となるように工夫しています。

【2】中学校ブロックの組織

八潮市では、小学校2校、中学校1校でブロックを編成し、「施設分離型」での小中一貫教育を推進しています。「できることから創める」を合言葉に推進してきた本市の小中一貫教育は、限られた条件の中から、現場の先生方の創意工夫のもと生まれた「施設分離型だからこそのもの」であると言えます。市全体の共通主題を「学力・体力の向上と豊かな心を育成する小中一貫教育の推進」とし、共通して取り組む事項を設けていますが、各ブロックでは、市全体での取組の他に、ブロックの実態に応じた取組が進められています。

こうした中、平成30年度から令和5年度までの6年間、市内全小中学校を「小中一貫教育研究校」として、研究指定（第四次）しました。毎年、研究発表ブロックによる「小中一貫教育研究発表会」を実施することで、ブロックの独自性を生かした取組を推進するとともに、他ブロックの実践を共有する機会としています。



ブロックの実践を支える取組

【小中一貫教育合同研修会】

中学校ブロック内の小・中学校の教職員が一同に会し、小中一貫教育推進の為にブロックの計画・方向性を確認し、「八潮スタンダード」を活用した授業改善をはじめとする具体的な実践内容について、協議・共有します。（令和3年度は、中学校ブロック毎にオンラインで実施）



⑨本町における小中一貫教育推進スケジュールのイメージ（例示）

教職員と教育委員会が連携し、ゆるやかな小中一貫教育の導入をめざす

<本町における小中一貫教育推進スケジュールのイメージ>

1年目 2023年	2年目 2024年	3年目 2025年	4年目 2026年	5年目 2027年	6年目 2028年	7年目 2029年	8年目 2030年	9年目 2031年	10年目 2032年
小中一貫教育の準備・研究 <体制づくり>				小中一貫教育の導入（第Ⅰ期） <教職員の交流促進>			小中一貫教育の発展（第Ⅱ期） <9年間の教育課程の作成>		
<ul style="list-style-type: none"> 現状把握及び教育課題の分析 小中一貫教育導入目的の確認・周知 先進的自治体の視察 （仮称）小中一貫教育教育推進準備委員会での検討開始 				<ul style="list-style-type: none"> 小中一貫教育推進体制の確立 授業参観、授業研究協議会、児童・生徒の情報交換、指導についての相談、小中合同行事の乗り入れ等 （仮称）小中一貫教育推進協議会を設置 導入期3年目で成果・課題を検証し発表（実践成果の共有） 			<ul style="list-style-type: none"> 9年間のめざす子ども像の共有、教育目標及び系統性・体系性に配慮した教育課程の検討 各小学校への乗り入れ授業、小学校における教科担任制の実施 発展期3年目で成果・課題を検証し発表（実践成果の共有） 		

注：準備期における先進的自治体の視察では、コミュニティ・スクールについても把握する。

また、各期の取組内容については、進捗に応じて前倒して実施することを検討する。

児童・生徒の不安や悩みを軽減するためには、学習指導面や児童生徒指導面において連携・協力しながら、小・中学校間でのギャップを小さくすることが必要です。寒川町がめざす子ども像の実現のために、ともに協力しながら小中一貫教育の推進を図っていきましょう。